

あつては、当該購入価格とし、それ以外の医薬品にあつては、当該医薬品の出荷価格に一・五を乗じて得た価格とする。ただし、薬局医薬品製造販売業者が製造販売をする医薬品にあつては、当該販売価格とし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき公正取引委員会が指定している医薬品であつて、小売価格として同項に規定する再販売価格が定められているものにあつては、当該再販売価格とし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている医薬品にあつては、当該価格とする。

二 許可生物由来製品たる医療機器(以下この号において「医療機器」という。)のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定される療養に要する費用の額の算定の基礎となる特定保険医療材料及びその材料価格としての購入価格が定められている医療機器にあつては、当該購入価格とし、それ以外の医療機器にあつては、当該医療機器の出荷価格に一・二を乗じて得た価格とする。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき公正取引委員会が指定している医療機器であつて、小売価格として同項に規定する再販売価格が定められているものにあつては、当該再販売価格とし、国又は地方公共団体が購入する際の基準とする価格が定められている医療機器にあつては、当該価格とする。

3 感染拠出金に係る算定基礎取引額を算定する場合において、その算定の基礎となる感染拠出金に係る品目ごとの出荷額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(感染拠出金への準用)

第三十三条 第二十四条から第三十条までの規定は、感染拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条	第十九条第一項	第二十一条第一項
	許可医薬品製造販売業者	許可生物由来製品製造販売業者
	副作用救済給付	感染救済給付
	原因許可医薬品	原因許可生物由来製品
	四分の一	三分の一
	副作用拠出金	感染拠出金
第二十五条	令	令第二十三条において準用する令
	許可医薬品製造販売業者	許可生物由来製品製造販売業者
	副作用拠出金	感染拠出金
	第十九条第七項	第二十一条第七項
第二十六条第一項及び第二項	令	令第二十三条において準用する令
	副作用拠出金	感染拠出金
第二十六条第三項	前二項	第三十三条において準用する前二項
	第二十九条第二項	第三十三条において準用する第二十九条第二